

## 後期高齢者医療保険料

今年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書は、年金から引き去り(特別徴収)している人も含め、7月上旬に全員に送ります。納付方法や特別徴収の開始月などを記載しているので、ご確認ください。

☎ 保険年金課 長寿医療係(1階、7番窓口、☎561-2358、☎561-2480)

### 【今年度の保険料額 (①+②=1年間の保険料)】

① 所得割	(前年の所得-33万円)×8.26%
② 均等割	43,727円
賦課限度額	62万円

※現在、年金から引き去りしている人の保険料は、仮徴収額として平成28年中の所得で計算しています。昨年中の所得で再計算した保険料は、7月に通知します

### 【軽減制度】

世帯主と被保険者全員の総所得金額等が基準額以下の人は、均等割額を9割・8.5割・5割・2割軽減します。

健康保険などの被扶養者だった人は、均等割額を5割軽減します。所得割額はかかりません。いずれの軽減も、対象の人は自動的に適用します。

### 【減免制度】

被保険者と世帯主が、さまざまな事情で保険料の納付が困難になったときは、申請すると、その後の納期分の減額や免除を受けられることがあります。

## 不審電話・訪問にご注意ください

全国各地で、市町や広域連合などの職員を装って、金銭や被保険者証をだまし取ったり、個人情報聞き出したりする事件が起きています。

不審な電話や訪問など、「おかしい」と思ったら、保険年金課か、県後期高齢者医療広域連合(大津市、☎522-3013、☎522-3023)へご連絡ください。

## めざせ 健幸都市くさつ

草津市は、市民が生きがいをもち、「健」やかで「幸」せに暮らせるまちをめざしています

# 地域から健幸を発信

## 健康のまち草津モデル事業

☎ 地域保健課(2階、☎561-6865、☎561-2482)



▲多くの参加があったノルディックウォーキング

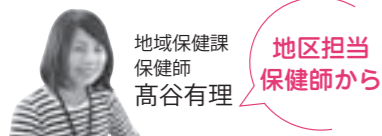
### 人と地域が輝く常盤協議会

老いも若きもみんなで健康に!

常盤学区の高齢化率は、市内で最も高い30.6%(3月末時点)で、約3人に1人が65歳以上という学区です。常盤学区では1人でも多くの人が健康で幸せに暮らせるよう、世代を超えた健康づくりや、つながりをつくる活動をしています。

昨年度、老人クラブでは健康推進員の協力を得て、塩分控えめ料理教室や、野菜たっぷりレシピを使った親子料理教室を開催。子育てサロンでは、未就園児と保護者でヘルシーなおやつを作りました。認知症の兆候や予防策を楽しく学ぶ講座「認知症って?」や、県内でゴルフ大会を開催。ほかにも、ノルディックウォーキングでは、常盤まちづくりセンターから烏丸記念公園までを往復!「歩けるかな」と不安だった人も、楽しみながら最後まで歩くことができました。景色を楽しみながら、体を動かす気持ちよさを体感しました。

今年度も健康づくりを始めるきっかけとして楽しんでできるよう、さまざまな企画を用意している。「老い」も「若き」も、たくさんの人に参加してもらえればと思います。



地域保健課 保健師 高谷理恵 地区担当 保健師から

草津市は、高齢化率21.7%と、県内でも高齢化率が低いまちという印象ですが、今後急激な高齢化の進展が見込まれ、市内でも最も高齢化率の高い常盤学区の活動が注目されています。これからますます世代を超えた健康づくりや仲間づくりが大切になるなか、「住んで良かった!」と思える地域づくりを、地域の皆さんと一緒に進めていけたらと思っています。

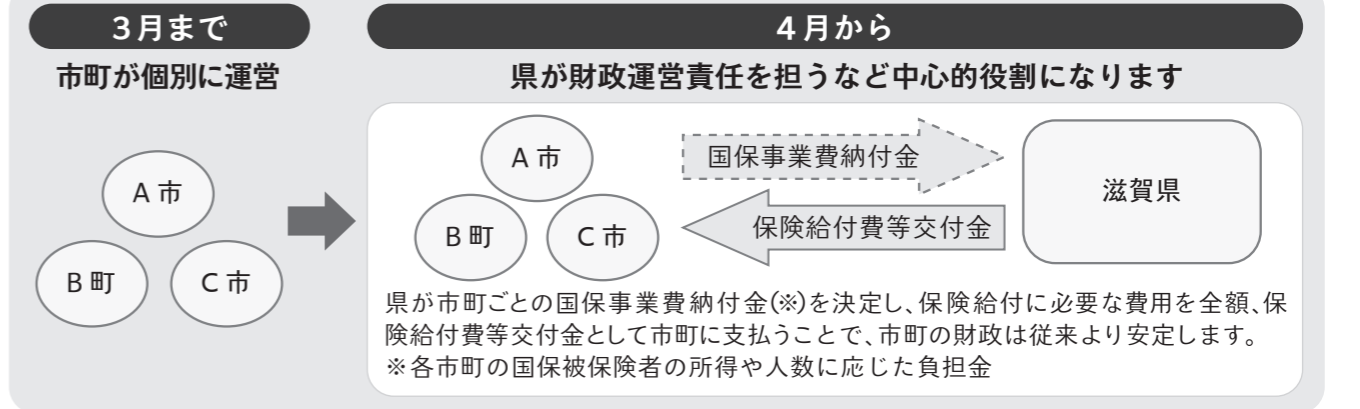
国保にご加入の皆さんへ

## 国民健康保険制度が変わりました

☎ 制度改正について 保険年金課 国民健康保険係(1階、7番窓口、☎561-2366、☎561-2480) 税額について 税務課 諸税管理係(1階、8番窓口、☎561-2308、☎561-2479)

### 県と市で国民健康保険を運営します

4月から、より安定した制度運営のため、県が国民健康保険財政の運営主体になりました。保険加入の届出や給付申請の受付、保険証発行、国保税の決定・通知など、加入者に身近な事業は、引き続き市が行います。



### 税率などの改正

今年度の後期高齢者支援分・介護保険分の収支の均衡を図るため、税率を改正します。国民健康保険税の納税通知書は、6月11日(月)から発送します。

### 【今年度の税率・税額】

区分	医療保険分 (0~74歳)	後期高齢者支援分 (0~74歳)	介護保険分 (40~64歳)
① 所得割	(前年の所得-33万円)×6.0%	(前年の所得-33万円)×2.5%	(前年の所得-33万円)×2.1%
② 均等割 (被保険者一人あたり)	25,100円	9,300円	10,700円
③ 平等割 (一世帯あたり)	17,900円	7,000円	5,500円
賦課限度額	58万円	19万円	16万円

[医療保険分①~③の計]+[後期高齢者支援分①~③の計]+[介護保険分①~③の計] = 1年間の国民健康保険税

※国民健康保険税は、世帯主が納税義務者です。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、納税義務者になります。この場合、世帯主の所得は国民健康保険税の計算には含まれません

#### ●所得が少ない世帯への軽減制度

所得が少ない世帯には、均等割額と平等割額を、所得額に応じて7割・5割・2割の税額軽減を自動的に適用します(所得申告をしていない人は、所得申告が必要な場合あり)。

#### ●後期高齢者医療制度に伴う軽減制度

国民健康保険加入者で後期高齢者医療制度に移行して単身世帯になる人は、5年間、平等割額を半額に軽減します。5年を経過した後は、平等割額の4分の1軽減を、3年間継続します。  
※会社の倒産・解雇や雇い止めなどの離職による軽減制度については、お問い合わせください

#### ●減免制度

納税義務者(世帯主)と世帯の国民健康保険加入者が、さまざまな事情で国民健康保険税の納付が困難になったときは、納期限までに申請すると、その後の納期分の減額や免除を受けられることがあります。

#### ●年金からの徴収(特別徴収)

世帯内の国民健康保険の加入者全員が65~74歳で、年金が年額18万円以上の人は、引き去りの対象になる場合があります。対象の人には、納税通知書でお知らせします。